

岐阜県高等学校文化連盟吟詠剣詩舞部会規約

- 第1条（名称） 本部会を岐阜県高等学校文化連盟吟詠剣詩舞部会と称する。
- 第2条（事務局） 本部会の事務局は部会長の指定する場所に置く。
- 第3条（組織） 本部会は岐阜県に所在する高等学校の部活動を基盤に組織する。
- 第4条（目的） 本部会は、岐阜県高等が高文化連盟の方針に従って、吟詠剣詩舞を通じて高校生の健全な発達を図り、文化の向上に寄与することを目的とする。
- 第5条（事業） 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- （1） 岐阜県高等学校総合文化祭吟詠剣詩舞発表会を開催する。
この発表会は、翌年の全国総合文化祭の選考会を兼ねる。
 - （2） その他目的の範囲内において適当と認めた事業を行う。
- 第6条（役員） 本部会には次の役員を置く。
- （1） 部会長
 - （2） 専門部長
 - （3） 会計
 - （4） 会計監査
- 第7条（役員を選出） 役員は次の方法により選出する。
- （1） 部会長は校長会により推挙された校長が当たる。
 - （2） 専門部長、会計、会計監査は顧問会議で選出し、部会長が委嘱する。
- 第8条（役員の任務） 役員の任務は次のとおりである。
- （1） 会長は本会を代表し、業務のすべてについて統括する。
 - （2） 専門部長は本会の運営にあたる。
 - （3） 会計は本会の会計事務にあたる。
 - （4） 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第9条（役員の任期） 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第10条（顧問会議） 本会の運営について必要な事項は顧問会議で審議する。
- 第11条（規約の改正） 規約の改正は顧問会議において審議する。
- 第12条（規約の施行） 本規約は平成23年度から施行する。